

Title	地域にとって大切な沿岸域管理の発想
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	日本沿岸域学会第12回シンポジウム講演予稿集: 59-62
Issue Date	1999-11
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16815
Rights	本著作物は日本沿岸域学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japanese Association for Coastal Zone Studies. Copyright (C) 1999 日本沿岸域学会. 敷田麻実, 日本沿岸域学会第12回シンポジウム講演予稿集, 1999, pp.59-62.
Description	

第三分科会

地域にとって大切な沿岸域管理の発想

敷田 麻実（金沢工業大学環境システム工学科）

1. 私たちの沿岸域をめぐる状況

沿岸域は、水深の浅い海とそれに接続する陸を含んだ、海岸線に沿って延びる空間である。そこは陸と海という性質の異なる環境や生態系を含み、陸は海の、また海も陸からの影響を受ける環境特性を持つ。海岸線を有する市町村に人口の約半分が居住し、漁業や、海運、工業立地など、さまざまな経済・産業活動が沿岸域で行われている島嶼国日本にとって、沿岸域は特に重要な空間である。さらに、沿岸域でのレジャーやレクリエーション機会が増加した。最近の特徴として、身近な自然体験の場所、余暇活動の場所としての重要性も増している。

しかし、沿岸域の環境や資源、空間には限りがあり、利用者が増加して環境容量や空間の収容力を越えれば、資源や環境をめぐる対立が生じる。遊魚と漁業をめぐる各地の紛争、プレジャーボート問題は、沿岸域における典型的な利用者間の対立である。さらに、また、沿岸域の環境保全と利用のバランスを崩している例もある。砂浜への4WD車の進入による海浜植生の破壊、水産資源の持続的限度を超えた漁獲、乱獲などがそれである。

ところで、私たちは沿岸域の重要性についてどの程度認識しているのだろうか。ナホトカ号重油流出事故で活躍したボランティアや、諫早湾干拓・藤前干潟埋立に反対する世論の高まりは、沿岸域環境に対する国民の関心の高さを示している。この点で、沿岸域環境の保全が私たちの社会の共通認識となりつつあると考えられる。しかし、日本の沿岸域全体をめぐる環境情勢の現実は、決して楽観視できるものではない。自然海岸の喪失は続き、日本の海岸線のうち人工構造物がない自然海岸は、全体の55%を残すのみである（図1）。また藻場・干潟面積の減少を示す数字は、浅海生態系の破壊が進行していることを告げている。そして海水浴シーズンを除けば、海岸に散乱するゴミは手が付けられないほどであり、景観的にも環境の質の悪化が著しい。

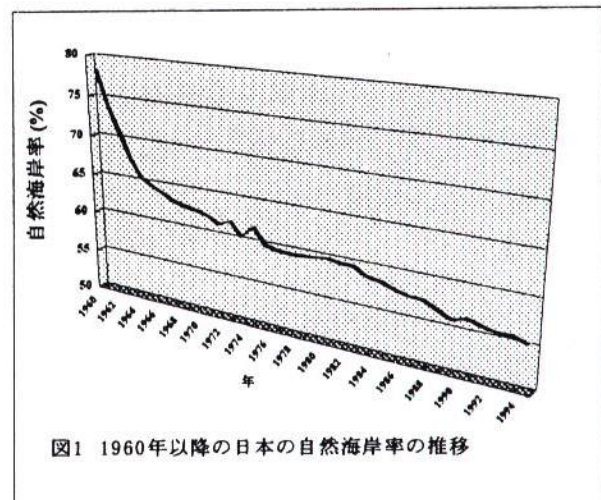


図1 1960年以降の日本の自然海岸率の推移

このように、沿岸域をめぐる現在の問題点は、①沿岸域の利用頻度が高まり利用者間の競合が起きていること、②沿岸域環境の保全の重要性が認識されながら、一方で沿岸域の

環境が悪化しているところにある。このような問題を解決し、沿岸域を共生空間として保つには、どのような対策や行動が必要なのであろうか。そのヒントを、私たちの沿岸域の利用とその管理から模索する。

2. 沿岸域利用の構造

沿岸域の利用者は多岐にわたり、またその利用形態もさまざまである。それは多元的利用または多面的利用と呼ばれている。この状態には、沿岸域という一つの空間を、目的や形態が異なる利用者が同時に利用しているという特徴がある。また利用者が複雑多岐にわたるため、沿岸域の利用全体の構造に関心が向かず、個々の利用者間の調整に終始した。そこで、個別の利用者の差ではなく、沿岸域の利用の質の差に注目し、①産業的利用と非産業的利用、②地域住民と非地域住民、③特定少数と不特定多数、という3つの視点に注目して分類を試みた。

まず、最近急激に拡大している海洋性レクリエーションやレジャーでは、基本的に個々の利用者が、営利を追求することなく沿岸域を利用している。しかし漁業や海運業は営利を目的とした産業としての利用である。この点で、沿岸域の利用は、漁業者のような産業的利用と非産業的利用に分類できると考えられる。

次に、現代の沿岸域利用には、地元の生活圏以外の地域から利用者が移動してくると言う顕著な傾向がある。遊漁はもちろんのこと、最近では海水浴でさえ地域外から自家用車や交通機関を利用して移動してくる。つまり、沿岸域利用者を地元地域の生活圏に居住する地域住民と、それ以外の地域から来る非地域住民に分けることができる。

さらに、利用者の把握が可能か不可能かの違いである。水産業や工業用地としての利用は、利用者が明確に把握できる特定少数である。それは、それぞれの利用が法律や制度に基づき許可や認可で個別に認識されているからである。しかし海洋性レクリエーションのような利用は、法律・制度による許認可を要せず、また利用者が多数で特定できない不特定多数による利用である。このように、特定少数と不特定多数の利用としての分類が可能である。

以上の3つの視点から利用者を分類することで、沿岸域利用の構造が明らかになると考えられる。また、この3視点は相互に関係している。たとえば、海洋性レクリエーションは、非産業的利用であると同時に、地域外からの利用者が多い不特定多数の利用である(表1)。

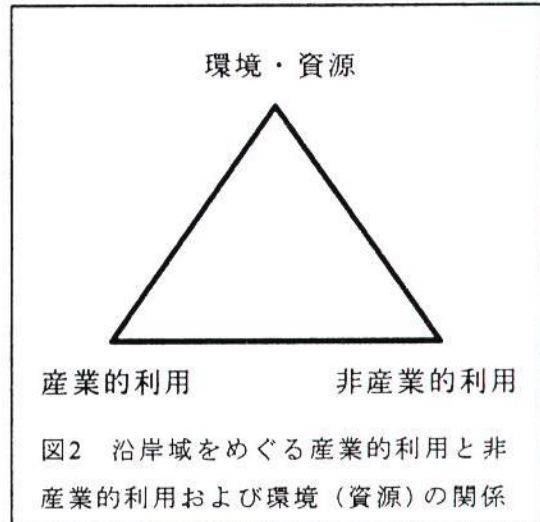
しかし、利用だけで沿岸域管理を検討することは、結果的に環境や資源に対する配慮を欠く。漁業と遊漁の調整などは、ともすれば利用者間の調整に終始し、双方が利用する対象資源の存在が無視され

表1 沿岸域の利用構造の3視点からの分類

産業的利用	非産業的利用
地域住民	非地域住民
特定少数	不特定多数

ている。

そこで、この利用の視点に環境や資源の存在を加える必要が出てくる。その関係を表したのが、図2である。さらに先にあげた以外の2つの視点にも、環境や資源要素を組み入れることができる。そしてこの3つの三角形が3つとも、それぞれにバランスがとれている状態であることが、沿岸域における共生状態の実現であると思われる。



3. 沿岸域管理の必要性

このような利用者の競合や対立があり、個々の利用がバラバラに行われている状況では、沿岸域の資源や環境に「つけ」が回ることは明らかである。そうなれば持続的な利用は望むべくもない。そうしないためには、沿岸域全体の環境容量を見定め、地域住民や関係者が合意のうえ、利用や保全の方針や方策を決定してゆくという、総合的な環境・利用の管理が必要となるのである。

ところが、現在の法制度は沿岸域全体を視野に入れた考え方をとっておらず、沿岸域を海岸保全区域や漁港区域、港湾区域などの区域ごとに分割して管理するか、水産業や海運業などの活動ごとに分割管理している。しかし、このような分割管理がうまくいかないことは、ナホトカ号事故の教訓からすでに明らかである。そこで今後は、個々の利用や管轄を越えた包括的制度が望まれる。それが「沿岸域管理」と呼ばれるものである。

4. 地域にとっての沿岸域管理

ところで、沿岸域の環境保全と利用を両立させる総合的沿岸域管理は、誰が行うべきなのであろうか。残念ながら、日本の多様な沿岸域環境に配慮した細やかな管理を、沿岸域の事実上の所有者である国に求めることは無理がある。そこで地域ごとに管理を進めるという分権型の管理が必要となる。

その際の注意点は、第1に沿岸域の地域特性を生かすことと、広域での管理レベルの向上の両立である。地域やコミュニティの特性を生かした管理と、非地域住民も含めた利用の広域的管理の両方が必要であろう。第2に、地域特性を生かすために、また地域の意思決定を尊重する意味からも、住民や関係者の参加が制度として保証されていなければならない。一時的な参加ではなく、恒常的に管理や意思決定にかかわることができることがポイントである。この点では、行政でも産業的利用者でもない、非産業的利用者の代表としてのNPOの活躍が地域住民の参加とともに期待される。第3に沿岸域管理の目標の設定や理念の確立が必要である。やみくもな規制は沿岸域の経済的価値を低下させ、また非産業的利用であるレジャー、レクリエーションの機会も損なう。沿岸域管理では、利用と保

全のバランスを、どのように、またどこまで達成するのか明確にしておく必要がある。さらに現状追認の目標ではなく、環境保護レベルの向上を目指し、その実現のための努力が必要な目標であることが重要になる。

ところで、改正海岸法で都道府県知事が「海岸保全基本計画」を作成することになったことは大きな意味がある。もちろん以前から各地で沿岸域保全利用指針が作られてきた。静岡県でも「遠州灘沿岸域保全利用指針」が平成10年にできている。しかし、この沿岸域保全利用指針が建設省と共同で作成するものであったのに対し、今回の海岸保全計画は都道府県独自で作成する。また改正海岸法では、市町村の海岸管理への参画機会が増えたので、積極的な管理を目指すことも、さらにそれを発展させて沿岸域管理の先進的モデルを実現することも場合によっては可能である。

5. 共生空間としての沿岸域

沿岸域に人口の50%が集中する日本では、沿岸域は地域にとって、身近な自然環境であり、水産物を生み出す浅海生態系としても、また地域経済や社会にとっても重要な存在である。その恩恵をこれからも享受するために、地域社会は持続的な沿岸域利用の必要に迫られている。その鍵となるのは、おそらく沿岸域の利用者間の共生であり、また利用と環境の共生であろう。

沿岸域を共生空間とするために私たちがすべきことは、一時しのぎの対策を捨て、沿岸域管理というシステムを創り出すことである。沿岸域の環境容量を認め、利用と保全のバランスをとる英知が私たちに求められている。そのためには沿岸域利用者が、既得権益に縛られた省庁や制度の壁を越えて、地域にとって必要な決定ができる合意形成の場を持つことである。

海岸法改正や干潟の重要性の認識や沿岸域の価値の見直しによって、今、扉は開きつつある。その扉を沿岸域の共生空間に向かってしっかりと押し開くべき時は、21世紀を迎えつつある現在であるにちがいない。